

駐車許可についての御案内

警察庁から、駐車許可に関し、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和 7 年 3 月 31 日付け警察庁丙規発第 7 号ほか）等の通達が発出されたことを受け、宮城県警察では、宮城県道路交通規則及び関係通達等の一部改正に向けた作業を行っており、本年 7 月 1 日から運用を開始いたします。

主な改正内容は以下のとおりです。

- 申請書類の様式変更
- 手続の簡略化と全国統一化
- 日時・場所に関する基準緩和
- 審査基準の緩和
- 一括申請時の取扱の変更

なお、新たな運用の開始直後や、許可申請場所が相当数に上る場合には、通常よりも審査等に時間を要する可能性がありますので、警察署への事前相談や申請は、時間的余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

また、駐車許可は、地域の交通実態等に応じて行っているものであり、申請しても必ずしも全て許可されるわけではありません。

詳しくは、宮城県警察本部交通部交通規制課規制第二係又は管轄する警察署までお問い合わせください。（宮城県警察ホームページにも改正内容等の情報を掲載する予定です。）

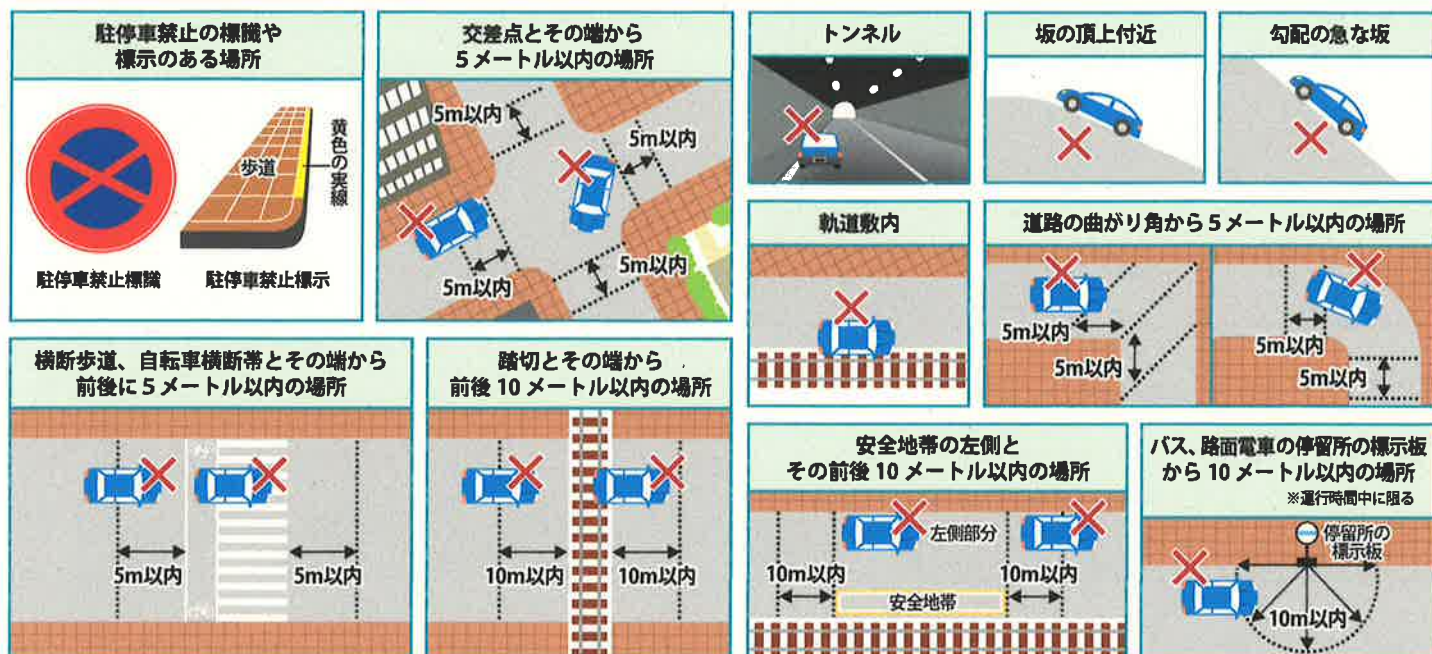
広 報 資 料		宮城県道路交通規則等の一部改正について (駐車禁止除外標章・駐車許可に関する改正)		宮城県警察本部 交通部交通規制課	
根拠		【駐 車 禁 止 除 外 標 章】 ● 宮城県道路交通規則第3条		【駐 車 許 可】 ● 宮城県道路交通規則第7条	
制度の解説		● 「駐車禁止除外標章」とは 身体障害者等や特定の業務に使用する車両に対して、公安委員会が駐車禁止除外標章を交付する制度です。 ● 「駐車許可」とは 訪問診療、訪問看護、訪問介護、貨物運搬等、相当期間反復継続して行うような用務に使用する車両が、訪問先に駐車場がないために、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、警察署長の駐車許可を受けることができる制度です。			
改正の背景		● いわゆる「物流2024年問題」を背景として、令和6年6月21日に閣議決定された規制改革実施計画で、物流・医療をはじめとする、社会的に重要なインフラを担う事業者の駐車需要に対応するため、駐車規制の在り方が見直されました。 ● これを受けて警察庁から、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関する通達が発出され、 運用の全国統一化や各種関係手続の合理化簡素化の指示がなされたこと から、駐車許可等の運用を規定する宮城県道路交通規則等を改正することとしました。			
主 な 改 正 内 容					
駐車禁止除外標章			駐 車 許 可		
○ 申請書類の様式変更			○ 日時・場所に関する基準緩和 駐車日時・場所の柔軟な指定、一申請で複数場所の指定を可能としました。 ○ 審査基準の緩和 用務先からおおむね100m以内に駐車場がある場合でも、実質的に当該駐車場の利用が困難と認められる場合、許可の対象となり得ることとしました。 ○ 一括申請時の取扱の変更 申請の一括受理時に各警察署ごとに書類の提出を求めておりましたが、一括申請警察署のみに提出することで足りることとしました。		
○ 手続の簡略化と全国統一化					
○ 交付対象の追加 「看護師等が医師の指示を受け訪問するために使用中の車両」及び「助産師が訪問し助産を行うために使用中の車両」を追加しました。					
○ 手続の簡略化と全国統一化 障害等により除外申請する場合、自動車検査証の写しの提出は不要としました。					
【問合せ先】 宮城県警察本部 交通部交通規制課 規制第二係 電話：022-221-7171 内線5273、5274			施行日：令和7年7月1日		

駐車許可証等を掲出してでも駐車することができない場所等

駐車許可証や駐車除外標章を掲出している、以下のような場所又は方法では駐車できませんので、注意してください。

●停車及び駐車を禁止する場所（道路交通法第44条関係）

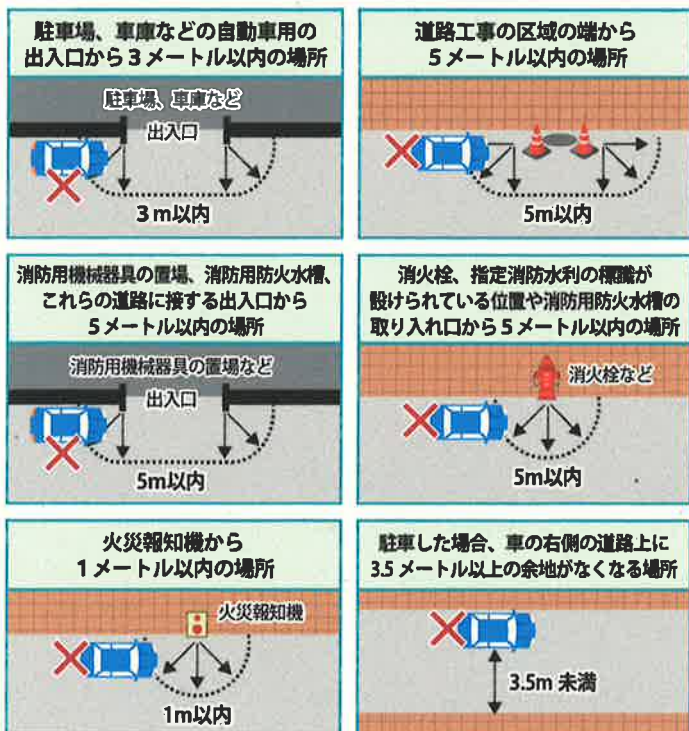
※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く



※これらの場所のほか、パーキングエリア等を除いて高速自動車国道及び自動車専用道路も駐停車禁止です（道路交通法第75条の8）。

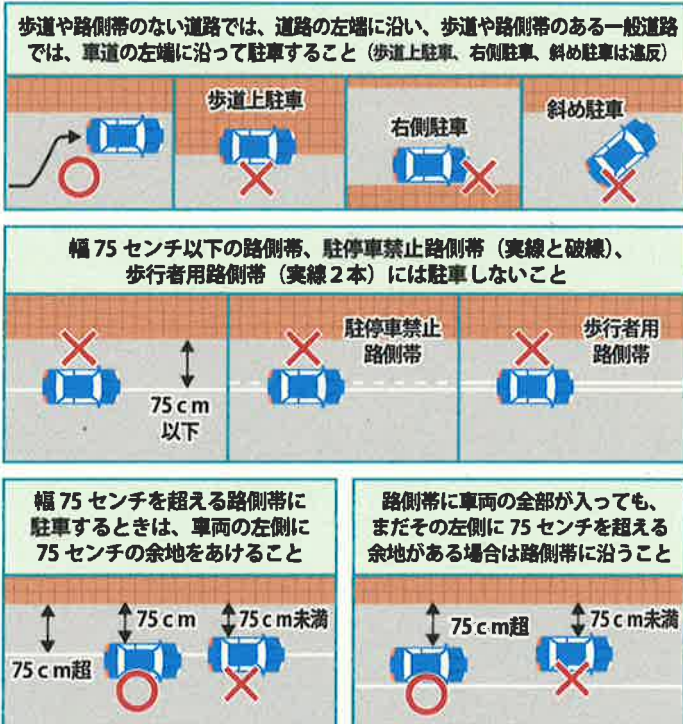
●駐車を禁止する場所（道路交通法第45条関係）

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く



●停車又は駐車の方法（道路交通法第47条関係）

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く



●時間制限駐車区間における駐車の方法

（道路交通法第49条の3関係）



●自動車の保管場所について

（保管場所法第11条関係）

